

那珂市競争入札心得

那珂市の契約に係る競争入札における入札（電子入札システムによる入札を除く。）その他の取扱いについては、別に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない入札条件及び留意事項は次のとおりとする。

なお、この心得において定めた入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計図書、図面、仕様書等に基づいて積算を行い、入札書を作成すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。
- (3) 入札書の作成に際し、設計図書、図面、仕様書等に疑義があるときは、一般競争入札公告の示した日（指名競争入札は入札日の前日まで）までに、関係職員に説明を求めることができる。
- (4) 誤字、脱字、押印漏れ等に十分留意して入札書を作成すること。

2 入札書の提出

- (1) 入札参加者は、必要な事項を記載した入札書に記名押印し、指示された日時場所へ、出席して提出することを原則とする。
- (2) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、当該入札時にその旨を証する委任状（様式第1号）を持参しなければならない。この場合の入札書には、委任者と代理人に氏名を併記し、委任者及び代理人が押印して入札するものとする。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (4) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (5) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(6) 提出書類の日付は、入札日を記載するものとする。ただし、入札辞退届(様式第2号)については、作成した日付を記載するものとする。

3 工事費内訳書の提出

(1) 財政課が取り扱う建設工事の入札については、入札書の提出とともに工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(2) 内訳書が下記の表に掲げる事項に該当した場合には、入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札公告又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

(3) 再度入札においては、内訳書の提出を求めないものとする。

4 入札保証金

(1) 入札参加者は、その見積もった契約金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- (2) 入札保証金の全部又は一部を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めなければならない。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、次により申し出るものとする。
 - ア 入札執行前であつては、入札辞退届（様式第2号）を入札日の前日までに、財政課に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて行うこと。
 - イ 入札執行中であつては、辞退する旨を記載した入札書を提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。

6 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、公正な入札を確保するために、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札を行うにあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

7 入札の中止

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 入札の執行前に入札参加者が2人に満たないときは、入札を中止する。
ただし、一般競争入札においてはこの限りではない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正な行為が確認された場合
- (2) 入札書が指定の日時までに到達しない場合
- (3) 入札保証金を納入することになっている入札について、指定の日時まで

- に所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納めない場合
- (4) 入札書に記載されている金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印がない場合
 - (5) 入札書を2通以上提出した場合
 - (6) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
 - (7) 代理人が委任状を持参しない場合
 - (8) 再度入札にあたり、直前の入札の最低金額以上の入札をした場合
 - (9) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を超える金額で入札した場合
 - (10) その他入札に関する条件に違反した場合

9 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表している入札については、入札を中止し無効とする。
- (2) 再度入札は1回までとする。再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加したものに限る。

10 落札者の決定

- (1) 原則として、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、那珂市建設工事に係る低入札価格調査制度の実施に関する要綱に基づき、調査基準価格を設定した入札において、当該調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札を保留にしたうえで、落札候補者の入札金額により契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、さらにその調査結果を低入札価格調査委員会で審査後、市長が履行されると認めた場合に限り、落札候補者を落札者と決定する。なお、数値的判断による基準を満たしていない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、調査事項に関する事情聴取等を行うことなく失格とする。
- (2) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、直ちに当該入札者にくじ引を引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(4) 落札者決定後、契約締結までの間に入札に係る疑惑の通報があった場合は、契約の締結を保留することがある。

1 1 契約保証金

契約金額が500万円以上の建設工事請負契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付等については別に定めるところによる。

1 2 契約書の作成

- (1) 落札者は、指示された契約書により契約書を作成し、関係書類を添えて、落札した日から5日以内に提出しなければならない。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後に本契約を締結する旨を含む仮契約となる。

1 3 前払金

契約金額が、500万円以上の建設工事については、10分の4に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。また、契約金額が、500万円以上のコンサルタント業務については、10分の3に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。

1 4 異議の申立

入札をした者は、入札後にこの心得、設計図書等及びその他関係法令等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 5 補則

この心得と一般競争入札公告及び指名通知書(以下「入札公告等」という。)による入札条件に相違があるときは、入札公告等を優先するものとする。